

## 宗像市環境美化ボランティア活動等支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、市民等が道路・河川・海岸等の公共施設（以下「公共の場所」という。）において、自主的に行う清掃の活動（以下「環境美化ボランティア活動」という。）を支援することにより、環境美化ボランティア活動の拡大及び環境美化意識の向上を目的とする。

### (支援を受ける団体等)

第2条 前条の活動に対する支援を受けようとする個人及び団体・グループは、次の各号の条件を満たしているものとする。

- (1) 個人にあつては成年であること。
- (2) 団体・グループにあつては、代表者が成年であること。
- (3) ボランティア活動は最低3年以上行うものとする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの。

### (登録の申請)

第3条 環境美化ボランティア活動への支援を希望する個人及び団体・グループは、あらかじめ次の書類等を添えて別紙環境美化ボランティア活動申請書（様式第1号）を市に提出するものとする。

- (1) 活動範囲及び排出先を示す位置図。
- (2) その他必要な書類。

### (ボランティア活動への支援)

第4条 市は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において当該年度に使用する必要最低限度の物品の支給等、次の支援をすることができるものとする。

- (1) 回収袋の支給。
- (2) 表示板（清掃活動区域）の支給。
- (3) 収集された不法投棄物の回収。
- (4) その他活動に必要と認められるもの。

### (遵守事項)

第5条 環境美化ボランティア活動者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全を優先し、無理をせず活動すること。
- (2) 公共の場所以外の収集を行わないこと。
- (3) 不法投棄物以外収集しないこと。（自然物は回収しない）
- (4) 回収袋を市内の環境美化ボランティア活動以外に使用しないこと。
- (5) 回収袋を第三者に譲渡しないこと。
- (6) 活動者及び活動場所に変更のあるときは、速やかに市に届け出ること。
- (7) 収集した散乱ごみは、市の定める分別区分に従って適正に排出すること。ただし、これによることが難しいときは、市の指示に従うこと。

(8) 年間の活動報告は、口頭及び文書で市へ報告するものとする。

(活動の辞退及び休止)

第6条 活動の辞退及び休止をする場合は、市に環境美化ボランティア活動辞退及び休止届（様式第2号）を提出し、回収袋と表示板を市に返納しなければならない。

(活動の是正又は中止)

第7条 市は、環境美化ボランティア活動者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動の是正を求め、又は中止を命ずることができる。

(1) 法令又は、この要領に違反したと認められるとき。

(2) 申請書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 正当な理由なく活動を行なわなかったとき。

(4) その他市が不適當な活動を行ったと認めるとき。

(負傷等に係る補償)

第8条 環境美化ボランティア活動中の不測の事故による負傷等に係る補償については、宗像市市民活動総合補償制度実施要綱（平成20年宗像市告示第51号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 本事業に関する庶務は、市民環境部資源廃棄物課において処理する。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。